



2019年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社テラプローブ  
代 表 者 代表取締役社長 渡辺 雄一郎  
(コード番号：6627 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 執行役員CFO 神戸 一仁  
(TEL 045-476-5711)

## 指名委員会等設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行することを決定し、2019年3月28日開催予定の第14期定時株主総会に定款の一部変更議案を付議することを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 指名委員会等設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は、業務執行と監督機能の明確な分離による経営監督機能の強化、業務執行における権限・責任の明確化と経営の透明性・客観性の向上等を目的として、指名委員会等設置会社への移行を決定いたしました。

##### (2) 移行の時期

2019年3月28日開催予定の第14期定時株主総会において定款変更について必要な承認をいただき、指名委員会等設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の目的

監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行するため、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び執行役に関する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会に関する規定を削除するものであります。また、その他、上記各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。なお、定款変更案のうち、定款第31条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### (2) 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙のとおりです。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2019年3月28日（木）
定款変更の効力発生日（予定）	2019年3月28日（木）

以 上

□別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	第4条 (機関) 本会社は、 <u>指名委員会等設置会社として</u> 、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> (3) <u>執行役</u> (4)会計監査人
第5条～第8条 (条文省略)	第5条～第8条 (現行どおり)
第9条 (株主名簿管理人) 1.本会社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3.本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。	第9条 (株主名簿管理人) 1. (現行どおり) 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>執行役社長が定め、これを公告する。</u> 3. (現行どおり)
第10条 (株式取扱規則) 本会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	第10条 (株式取扱規則) 本会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、 <u>執行役社長が定める株式取扱規則による。</u>
第11条～第12条 (条文省略)	第11条～第12条 (現行どおり)
第13条 (招集権者および議長) 1.株主総会は、取締役 <u>社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2.取締役 <u>社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第13条 (招集権者および議長) 1.株主総会は、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた代表執行役を兼務する取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表執行役を兼務する取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第14条～第18条 (条文省略)	第14条～第18条 (現行どおり)

<p>第 19 条 (任期)</p> <p>1.取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 20 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>1.取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2.取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の役付取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 21 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>1.取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2.前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 22 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>1.取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>第 25 条 (報酬等)</p> <p><u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定</p>	<p>第 19 条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 20 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>1.取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた<u>代表執行役を兼務する</u>取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2.代表執行役を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 21 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>1.取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
---	--



<p><u>第 33 条 (報酬等)</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 34 条 (監査役の責任免除)</u>  1. <u>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  2. <u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に掲げる額の合計額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><b>第 5 章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</b></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 25 条 (委員の選定)</u>  <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議により選定する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 26 条 (各委員会に関する事項)</u>  <u>各委員会に関する事項は、法令、本定款、または取締役会で定めるもののほか、各委員会において定める委員会規則等による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><b>第 6 章 執行役</b></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 27 条 (員数)</u>  <u>本会社の執行役は 10 名以内とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 28 条 (選任方法)</u>  <u>本会社の執行役は、取締役会の決議により選任する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 29 条 (任期)</u>  <u>執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>第 30 条 (代表執行役および役付執行役)</u>  <u>1.取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。</u>  <u>2.前項に定めるほか、取締役会の決議により執行役社長 1 名を選定する。また執行役副社長その他役付執行役若干名を定めることができる。</u></p> <p><u>第 31 条 (執行役の責任免除)</u>  <u>本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の執行役 (執行役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 計 算</b></p> <p>第 35 条 (条文省略)</p> <p>第 36 条 (剰余金の配当の基準日) (新 設)</p> <p>1.本会社の<u>期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</u>  2.前項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>第 37 条 (中間配当)</u>  <u>本会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>第 39 条 (配当金の除斥期間)  配当財産が金銭である場合は、その支払い開始</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 計 算</b></p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>第 33 条 (剰余金の配当等)</p> <p>1.本会社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</u>  2.本会社の<u>剰余金の配当の基準日は毎年 6 月 30 日および 12 月 31 日とする。</u>  3.本会社は、<u>前項に定めるほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>第 35 条 (配当金の除斥期間)  1.配当財産が金銭である場合は、その支払い開始</p>

<p>の日から満3年を経過してもなお受領されな いときは、本会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>の日から満3年を経過してもなお受領されな いときは、本会社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>2.未払の配当金には、利息はつけない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条（監査役の責任免除等に関する経過措置）</u></p> <p><u>第14 期定時株主総会の終結前の会社法第423 条第1項の行為に関する監査役（監査役であつ た者を含む。）の責任の免除および監査役と締 結済みの責任限定契約については、なお同定時 株主総会の終結に伴う変更前の定款第34条第 1項および第2項の定めるところによる。</u></p>
---	---